

広島県告示第八百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年九月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もだ内科クリニック	三原市久井町江木中ノ坪一六三番六号	平成二年五月一日
わき小児科医院	廿日市市下平良一丁目三番三六号 有信廿日市ビル三階	平成二年七月三日
田口脳外科クリニック	廿日市市阿品三丁目二番一八号	平成二年八月三日
幸田医院	江田島市大柿町柿浦二〇七六番八号	平成二年七月一七日
いまたに歯科	東広島市西条町御園字五八九六番三号	平成二年八月一日
ひので薬局 尾道店	尾道市古浜町七番六九号	平成二年七月一日
ひので薬局 病院前店	尾道市古浜町六番一五号	平成二年七月一日
アイワ薬局 廿日市平良	廿日市市上平良三五八番一号	平成二年八月一日
やまさか薬局	安芸郡府中町浜田本町三番二五号	平成二年七月一〇日